

## 18. あすか

(2018年4月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (M型) <単利型> (あすか)
2. ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
3. 期間	・普通満期方式 1年 ・自動継続方式 1年 お預け入れ時のお申し出により、自動継続方式のお取り扱いができます。 ただし、マル優ご利用の場合、元利継続型はお選びいただけません。
4. お預け入れ方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預入金額 (3)お預け入れ単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・10万円以上 ・1円単位
5. 払い戻し方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息 (1)適用金利  (2)利払い方法  (3)計算方法	・組合員の方・・・年0.25% ・組合員でない方・・・年0.15% ・金利情勢等によりお取り扱い期間中に利率を変更することがあります。 なお、お預け入れ時に適用しました利率は満期日まで変わりません。 ・自動継続方式の継続後の利率は、継続日における本商品の利率となります。 なお、満期日において本商品のお取り扱いがない場合は、「スーパー定期1年物」店頭表示利率での継続となります。 ・満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・自動継続方式 (元金継続型のみ) のお利息を口座振替でお受け取りされる場合は、ご本人様名義の当組合口座に限ります。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	・法人のお客さま・・・総合課税 ・個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税 (国税15.315%、地方税5%) (ただし、マル優ご利用の場合は除きます。)
8. 手数料	—

9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客様で自動継続方式をご利用の場合は、総合口座の担保とすることができます。</li> <li>貸越限度額・・・総合口座に組入れている定期預金・積金を合算した金額の90%（最高 500万円まで）</li> <li>貸越利率・・・担保定期預金の約定利率+0.50%</li> <li>・個人のお客様はマル優のお取り扱いができます。</li> </ul>
10. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のお預入期間に応じた中途解約利率（小数点第3位以下切り捨て）を適用して計算いたします。</li> <li>お預入期間が6ヵ月未満の場合・・・解約日における普通預金利率</li> <li>お預入期間が6ヵ月以上の場合・・・約定利率×50%</li> </ul>
11. 金利情報の入手方法	—
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品概要説明書 共通別紙をご参照ください。</li> </ul>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日（自動継続方式を除く）以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。</li> <li>・元金・利息をお支払いする際、満期日が信用組合休業日の場合は、実際のお支払いができるのは翌営業日以後となります。</li> <li>・この預金は預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。</li> <li>・受付期間は、2018年4月1日から2018年9月30日までとなります。</li> </ul>

## ○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。

### お客様相談室

住 所 : 〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-32-9  
電話番号 : 0120-575-852 (フリーダイヤル)  
03-3208-5160 (携帯電話からの場合)  
受付日 : 月曜日～金曜日  
受付時間 : 午前9時～午後5時  
(土・日曜日、祝日および金融機関の休業日を除く)

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.asuka-c.jp>

## ○紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター、第一東京弁護士会 仲裁センター、第二東京弁護士会 仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【しんくみ相談所】

名 称	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1
電話番号	03-3567-2456
受付日 受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日および金融機関の休業日を除く)

【仲裁センター等】

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 受付時間	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～午前12時、 午後1時～午後3時	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前10時～午前12時、 午後1時～午後4時	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～午前12時、 午後1時～午後5時